

政令第三百七十六号

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十六号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「別表第十六号」を「別表第二十四号」に改め、同条を第十条とする。

第六条中「別表第十二号」を「別表第二十号」に、「第二十二号」を「第三十条」に改め、同条を第九条とする。

第五条中「第二十一条」を「第二十九条」に改め、同条を第八条とする。

第四条を第七条とする。

第三条第一項中「第十七条」を「第二十五条」に改め、同条を第六条とする。

第二条を第五条とする。

第一条中「構造改革特別区域法（以下「法」という。）」を「法」に、「第十六条第三項」を「第二十三

条第三項」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

(学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え)

第一条 構造改革特別区域法(以下「法」という。)第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)</p>	<p>第二十七条の二第一項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事(学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十一条において同じ。))の設置するものにあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体(第三十一条において「認定地方公共団体」という。))の長(次項において同じ。)</p>
---------------------------------	-------------------	---------------	---

			<p>学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）</p>		
		<p>第三十一条</p>	<p>都道府県の知事</p>	<p>都道府県の知事（学校設置会社の設置していただくものについては認定地方公共団体の長）</p>	
		<p>第一条</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の設置するものにあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）</p>	
	<p>義務教育諸学校の教科用図書 の無償措置に関する法律 施行令（昭和三十九年政令 第十四号）</p>	<p>第一条第一項</p>	<p>理事長</p>	<p>理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。附則第二項において同じ。）の代表取締役若しくは代表執行役</p>	
<p>附則第二項</p>				<p>学校法人又は学校設置会社でない者</p>	

第二条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行令	第二十七条の二第一項	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。第三十一条において同じ。）の設置するものにあつては、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体（第三十一条において「認定地方公共団体」という。）の長。次項において同じ。）
第三十一条	都道府県の知	都道府県の知事（学校設置非営利法人の設置	

	学校給食法施行令	義務教育諸学校の教科用図書 の無償措置に関する法律 施行令
	第一条	第一条第一項
事	都道府県知事	理事長
<p>していたものについては認定地方公共団体の 長)</p>	<p>都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の設置するものにあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）</p>	<p>理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。附則第二項において同じ。）の代表権を有する理事</p>

	附則第二項	学校法人でない者	学校法人又は学校設置非営利法人でない者
--	-------	----------	---------------------

(屋外広告物法の特例に係る地方自治法施行令の読替え)

第三条 法別表第八号の屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業に関する地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七百七十四条の四十及び第七百七十四条の四十九の規定の適用については、同令第七百七十四条の四十中「屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定により読み替えて適用する屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)並びに同項及び同条第二項」と、同条及び同令第七百七十四条の四十九中「同法」とあるのは「これらの規定」と、同条中「屋外広告物法」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により読み替えて適用する屋外広告物法並びに同項及び同条第二項」とする。

別表中「第七条」を「第十条」に改め、同表第一号中「第二条」を「第五条」に改め、同表第二号中「第四条」を「第七条」に改める。

附 則

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

